

長野県水環境保全条例について

水大気環境課

1 水道水源保全地区の指定

- 知事は、水道水源を保全するため特に必要な区域を「水道水源保全地区」として指定することができます。
- 「水道水源保全地区」の区域設定の考え方は、河川水・伏流水、湖沼水・ダム水、浅層地下水・深層地下水・湧水の別に、次のとおりです。
 - (1) 河川水・伏流水 取水地点からおおむね上流1Km（流入河川も含む）の区間の直接集水域を基本とします。
 - (2) 湖沼水・ダム水 次の区域を基本とします。
 - ① 湖沼（ダム湖）の直接集水域
 - ② 流入河川について、湖沼（ダム湖）への流入地点からおおむね上流1Kmの区間の直接集水域
 - (3) 浅層地下水・深層地下水・湧水
 - ① 浅層地下水 取水地点からの距離がおおむね1～2Kmの範囲を基本とします。
 - ② 深層地下水 分水界、地形、地質構造等の涵養域の状況等を考慮した範囲を基本とします。
 - ③ 湧水 個々の水源の状況に応じて、浅層地下水又は深層地下水の範囲とします。
- 「水道水源保全地区」の指定は、市町村長の申出等により行います。

2 水道水源保全地区における規制の内容

- (1) 水道水源保全地区内において、次の行為をしようとする場合には、知事に協議し、その同意を得る必要があります。
 - ① ゴルフ場の建設
 - ② 廃棄物最終処分場の設置
 - ③ 土石類の採取その他の土地の形質の変更で、変更に係る土地の面積が1haを越えるもの
- (2) (1)の同意は、市町村長及び長野県環境審議会の意見を聴いて、行います。
- (3) 知事は、(1)の同意に当たり、水道水源の保全のために必要な限度において条件を付すことができます。
- (4) 知事は、その同意を得ずに(1)の行為を行った者又は(3)の条件に違反した者に、行為の中止、原状回復などを命じることができます。
- (5) 知事は、(1)の行為の状況又は水道水源に及ぼす影響を調査することがあります。
- (6) (1)の協議を行わない者又は(4)の命令に従わない者には、罰則があります。

3 今後のスケジュール

年度 項目	平成26年度				
	7月	8月	9月	10月	11月
市町村長の 指定申出等	(8日) 申出			水道 水源 保全 地区 の 指定	
環境審議会	(31日) 諮問		(中旬) 答申		
専門委員会		(下旬) 検討			
公告・縦覧			(下旬) 14日間		
地区内行為の の事前協議					

(参考)

水道水源保全地区の指定状況

(平成26年3月末)

広域名	市町村名	保全地区の名称	面積 (ha)	指定 年度
佐久	南牧村	所沢水道水源保全地区	265	H 6
	北相木村	横屋沢水道水源保全地区	48	H 7
		寄沢水道水源保全地区	4	H 13
上小	上田市	^{より} 余里水道水源保全地区	30	H 8
	長和町	大沢水道水源保全地区	53	H 8
		上組水道水源保全地区	25	H 8
		北沢水道水源保全地区	60	H 8
	青木村	田沢水道水源保全地区	44	H 7
		白川水道水源保全地区	39	H 10
上伊那	伊那市	^{いろく} 猪鹿水道水源保全地区	290	H 11
		大沢水道水源保全地区	180	H 13
	辰野町	大沢水道水源保全地区	40	H 11
	飯島町	山ノ田水道水源保全地区	118	H 11
飯伊	飯田市	^{みずあらしさわ} 水荒沢水道水源保全地区	21	H 5
		金七沢水道水源保全地区	157	H 9
	阿智村	長九郎沢水道水源保全地区	67	H 6
	平谷村	大松沢水道水源保全地区	40	H 6
	根羽村	^{ぐみの} 萸野水道水源保全地区	110	H 7
	売木村	岩倉水道水源保全地区	32	H 12
	天龍村	風吹山水道水源保全地区	15	H 11
木曾	南木曾町	^{つまご} 妻籠水道水源保全地区	85	H 11
	木曾町	岩井ノ沢水道水源保全地区	84	H 7
		^{ひのきお} 桧尾水道水源保全地区	69	H 8
	木祖村	塩沢水道水源保全地区	191	H 7
	大桑村	木村沢水道水源保全地区	13	H 9
		野尻水道水源保全地区	121	H 12
松本	安曇野市	黒沢水道水源保全地区	161	H 6
	筑北村	^{あずまや} 四阿屋水道水源保全地区	165	H 7
大北	大町市	^{いつつ} 一津水道水源保全地区	112	H 12
長野	長野市	大清水水道水源保全地区	23	H 5
		^{そう} 左右水道水源保全地区	8	H 10
		尾倉沢水道水源保全地区	83	H 11
		下祖山水道水源保全地区	133	H 13
	須坂市	豊丘水道水源保全地区	99	H 5
	高山村	^{まりご} 鞠子水道水源保全地区	174	H 6
		^{やち} 屋知水道水源保全地区	145	H 9
		^{ぼうふざわ} 防風沢水道水源保全地区	140	H 13
		油久保水道水源保全地区	38	H 18
	小川村	桐山・鳥立水道水源保全地区	190	H 7
北信	山ノ内町	かつら・二の沢水道水源保全地区	31	H 8
26市町村 40地区			3,703	

水道水源保全地区の指定について

水大気環境課

1 基本情報

地区名	吉瀬水道水源保全地区、大曾倉水道水源保全地区、中山水道水源保全地区、中曾倉水道水源保全地区、上割水道水源保全地区（5地区）
位置	駒ヶ根市中沢の一部（天竜川の東側）
申出年月日	平成26年7月8日
申出者	駒ヶ根市長 杉本幸治

2 指定区域の概要

区分	吉瀬	大曾倉	中山	中曾倉	上割	
面積	11.94ha	12.34ha	1.89ha	6.64ha	4.50ha	
自然環境の状況	地形	北沢川と寺沢川により造られた沖積錐である。	女沢峠の南西斜面であり、古屋敷川と女沢川の上流の傾斜地である。	戸倉山の南西斜面であり、竹の沢川右岸側の上流の傾斜地である。	中曾倉川左岸側の谷型の傾斜地である。	新宮川左岸側の傾斜地である。
	地質	基盤岩は主に花崗岩と変成岩である。				
	植生	アカマツ群落が大部分を占めており、一部クレーミズナラ群落が分布している。	クレーミズナラ群落が大部分を占めており、一部アカマツ群落が分布している。	クレーミズナラ群落とカラマツ植林が分布している。	アカマツ群落が分布している。	アカマツ群落とカラマツ植林が分布している。
	水系	寺沢川と北沢川であり、天竜川へ流れ込んでいる。	大曾倉川の支川である古屋敷川と女沢川であり、大曾倉川は天竜川の支川である新宮川に流れ込んでいる。	大曾倉川の支川である竹の沢川である。	新宮川の支川である中曾倉川である。	新宮川の支川である火打沢川である。
降水量	駒ヶ根市中沢にある、中沢観測所（新宮川上流）の年平均降水量は1,450mmである。					
土地利用の状況	山林、一部保安林を含む	山林、一部保安林を含む	山林	山林、一部保安林を含む	山林	

3 水源の概要

区分	吉瀬	大曾倉	中山	中曾倉	上割
水道の名称	駒ヶ根市上水道				
水源の名称	吉瀬第1水源 吉瀬第2水源	女沢水源 古屋敷第1水源 古屋敷第2水源	中山水源	中曾倉水源	上割水源
水道設置者	駒ヶ根市				
水源の種別	伏流水	湧水	湧水	湧水	湧水
取水量 (H25実績)	・吉瀬第1水源 計画 37.0m ³ /日 実績 25.7m ³ /日 ・吉瀬第2水源 計画 22.0m ³ /日 実績 15.3m ³ /日	・女沢水源 計画 30.0m ³ /日 実績 14.0m ³ /日 ・古屋敷第1水源 計画 19.0m ³ /日 実績 8.9m ³ /日 ・古屋敷第2水源 計画 11.0m ³ /日 実績 5.1m ³ /日	計画 30.0m ³ /日 実績 13.0m ³ /日	計画 38.0m ³ /日 実績 25.0m ³ /日	計画 45.0m ³ /日 実績 24.0m ³ /日
取水率*	25.9%	17.1%	51.9%	28.4%	40.3%
取水施設の位置	・吉瀬第1水源 駒ヶ根市中沢 950-□ ・吉瀬第2水源 駒ヶ根市中沢 397	・女沢水源 駒ヶ根市中沢 9017-1 ・古屋敷第1水源 駒ヶ根市中沢 8715-167 ・古屋敷第2水源 駒ヶ根市中沢 8715-165	駒ヶ根市中沢 7663-5	駒ヶ根市中沢 10888-33	駒ヶ根市中沢 7253-717
取水施設の構造	・吉瀬第1水源 コンクリート 集水桝 ・吉瀬第2水源 コンクリート 集水桝	・女沢水源 コンクリート 集水桝 ・古屋敷第1水源 コンクリート 集水桝 ・古屋敷第2水源 コンクリート 集水桝	コンクリート 集水桝	コンクリート 集水桝	コンクリート 集水桝
給水区域	吉瀬地区	大曾倉地区	中山地区	中曾倉地区	上割地区
給水人口 (H26.4月現在)	163人	146人	56人	98人	115人
給水量(平成25 年度実績)	41.0m ³ /日	28.0m ³ /日	13.0m ³ /日	25.0m ³ /日	24.0m ³ /日
原水の水質	・吉瀬第1:大腸菌 の検出以外は水道法 の水質基準に適合 ・吉瀬第2:水道法 の水質基準に適合	水道法の水質基準 に適合	大腸菌の検出以外 は水道法の水質基 準に適合	大腸菌の検出以外 は水道法の水質基 準に適合	大腸菌の検出以外 は水道法の水質基 準に適合
取水開始年月日	H6.3.31	S53.8.8	S61.3.27	S61.3.27	S63.12.23

* 取水率=取水量(実績)÷年間降水量×指定区域面積×湧出率×100 (湧出率=1/3)

4 その他

指定申出の理由	地区の貴重な水源であり、良好な水質を将来にわたって保全してゆくため。
区域設定の 考え方	取水地点の集水区域について設定。

長野県水環境保全条例（抜粋）

（水道水源保全地区の指定）

- 第 11 条 知事は、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 1 項に規定する水道の水源（以下「水道水源」という。）を保全するため特に必要な区域を、その区域を管轄する市町村長の申出により、水道水源保全地区として指定することができる。
- 2 前項の規定によるほか、知事は、市町村長から他の市町村の区域に係る水道水源保全地区の指定の要請があった場合は、関係市町村長の意見を聴いて水道水源保全地区の指定をすることができる。
- 3 知事は、水道水源保全地区を指定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議し、及び長野県環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、水道水源保全地区を指定する場合には、その旨及びその区域を告示しなければならない。
- 5 水道水源保全地区の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
- 6 第 1 項から前項までの規定は、水道水源保全地区の指定の解除及びその区域の変更に ついて準用する。

（水道水源保全地区内における行為の事前協議）

- 第 12 条 水道水源保全地区内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事に協議し、その同意を得なければならない。
- (1) ゴルフ場の建設
- (2) 廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。）の最終処分場の設置
- (3) 土石類の採取その他の土地の形質の変更で、変更に係る土地の面積が規則で定める規模を超えるもの
- 2 知事は、前項の協議があったときは、関係市町村長及び長野県環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 第 1 項の同意には、水道水源の保全のために必要な限度において条件を付することができる。
- 4 次の各号に掲げる行為については、第 1 項の規定は適用しない。
- (1) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- (2) 国又は地方公共団体が行う行為
- (3) 河川法その他の法令の規定に基づいて行う行為のうち、水道水源の保全のための措置が講じられるものとして規則で定めるもの

長野県水環境保全条例施行規則（抜粋）

（水道水源保全地区内における行為の規模）

- 第 6 条 条例第 12 条第 1 項第 3 号の規則で定める規模は、面積 1 ヘクタールとする。

水道水源保全地区の指定の考え方（抜粋）

- 1 水道水源保全地区の指定に係る区域設定についての基本的な考え方
 - (1) 地表水（河川水、伏流水、湖沼水、ダム水）については、排水が十分に希釈されないで水道水源に到達する可能性のある区域とする。
 - (2) 地下水（浅層地下水、深層地下水、湧水）については、個々の行為が水道水源に影響を及ぼす可能性のある区域とする。

(注) 1 伏流水とは、河川水が河床又はその付近に潜流している水をいう。
2 浅層地下水とは第一難透水層より表層部の地下水を、深層地下水とは第一難透水層より深層部の地下水をいう。
- 2 水道水源保全地区の指定に係る水道水源別の区域設定の考え方
水道水源別の区域設定の考え方は別紙に示したとおりである。なお、区域設定にあたっては、個々の水源について、できる限り地形・地質・水象等の調査を行い、対象水源の実状に応じて弾力的な設定を行うものとする。

(別紙)

(1) 河川水、伏流水

1 考え方

- (1) 河川水については、水道原水の取水地点に対する集水域のうち、排水が十分に希釈されないで取水地点に到達する可能性のある区域を基本とし、取水状況、河川の形状及び水流、水質等の状況、集水域の状況等を考慮して設定する。
- (2) 伏流水についても、原則として上記の考え方を適用する。

2 区域の設定

(1) 範囲

上記考え方の「排水が十分に希釈されないで取水地点に到達する可能性のある区域」は、取水地点からおおむね上流1km（流入河川も含む）の区間の直接集水域とする。

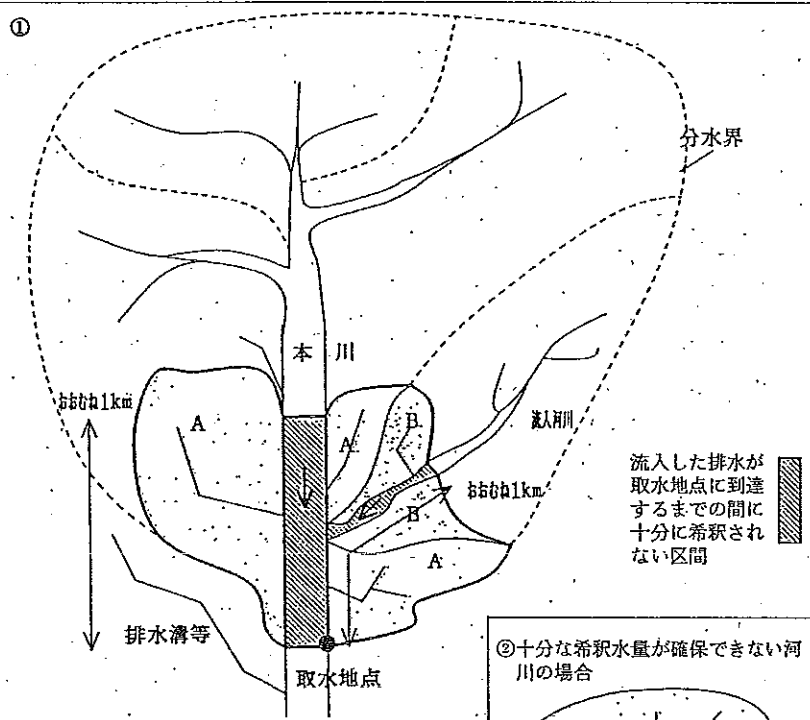
ただし、十分な希釈水量が確保できない河川についてはこの限りではない。

(2) 考慮事項

- ・取水状況……………取水位置、取水量
- ・河川の形状……………河川幅、水深、勾配、流路形態、河川の粗度
- ・河川の流れ、水質等の状況……流況、流速、水質
- ・集水域の状況……………分水界、地形、水系・水路等、地質構造、植生、降水量、土地利用

・その他

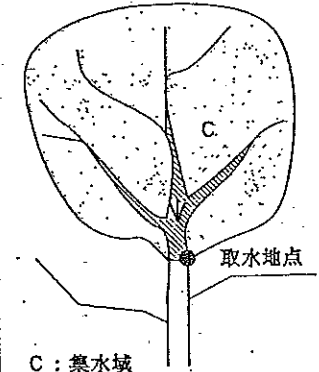
図
解
例



(注) 矢印は河川の流下方向

- A：本川の取水地点からおおむね上流1kmの区間の直接集水域（本川へ降水、排水等が直接流入する区域）
- B：流入河川の集水域のうち、取水地点からおおむね上流1kmの区間の直接集水域（流入河川へ降水、排水等が直接流入する区域）

②十分な希釈水量が確保できない河川の場合



(2) 湖沼水、ダム水

1 考え方

湖沼（ダム湖）の集水域のうち、排水が十分に希釈されないで取水地点に到達する可能性のある区域を基本とし、取水状況、湖沼（ダム湖）及び流入河川の形状、水流、水質等の状況、集水域の状況等を考慮して設定する。

2 区域の設定

(1) 範囲

上記考え方の「排水が十分に希釈されないで取水地点に到達する可能性のある区域」は、
 ア 湖沼（ダム湖）の直接集水域とする。

イ 流入河川については、湖沼（ダム湖）への流入地点からおおむね上流 1 km の区間の直接集水域とする。

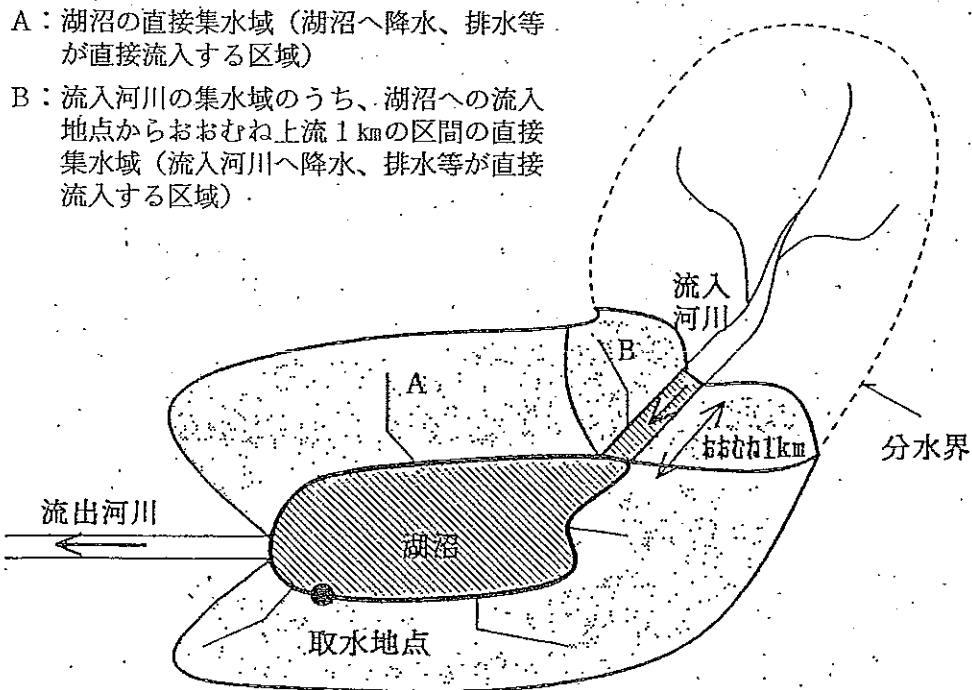
ただし、十分な希釈水量が確保できない流入河川についてはこの限りではない。

(2) 考慮事項

- ・取水状況……………取水位置、取水量
- ・湖沼（ダム湖）の形状……………湖沼（ダム湖）の面積、水深、容積、形状
- ・湖沼（ダム湖）の水流、水質等の状況……………水の流入量及び流出量、湖沼（ダム湖）の水流、水質
- ・流入河川の形状……………河川幅、水深、勾配、流路形態、河川の粗度
- ・流入河川の水流、水質等の状況……………流況、流速、水質
- ・集水域の状況……………分水界、地形、水系・水路等、地質構造、植生、降水量、土地利用

・その他

図
解
例



(注) 矢印は河川の流下方向

(3) 浅層地下水、深層地下水、湧水

1 考え方

個々の行為が水道水源に影響を及ぼす可能性のある区域を基本とし、取水状況、水源周辺の状況、涵養域の状況等を考慮して、個々の水源の状況に応じて設定する。

2 区域の設定

(1) 範囲

上記考え方の「個々の行為が水道水源に影響を及ぼす可能性のある区域」は、

ア 浅層地下水の場合には、取水地点からの距離がおおむね1～2kmの範囲とする。ただし、旧河道などのように顕著な水みちが形成されている場合には、取水地点から水みちに沿って上流、おおむね3～4kmの範囲とする。

イ 深層地下水の場合には、分水界、地形、地質構造等の涵養域の状況等を考慮した範囲とする。

ウ 湧水の場合には、個々の水源の状況に応じて、浅層地下水または深層地下水の範囲を適用する。

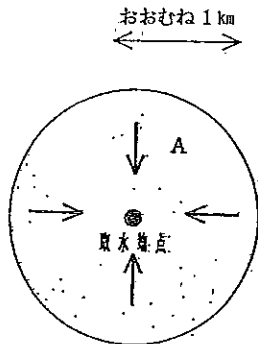
(2) 考慮事項

- ・取水状況……………取水深度、取水量、取水時の水位低下
- ・水源周辺の状況……帯水層の性状及び分布、地下水の流動方向
- ・涵養域の状況……………分水界、地形、地質構造、植生、降水量、土地利用
- ・その他

図

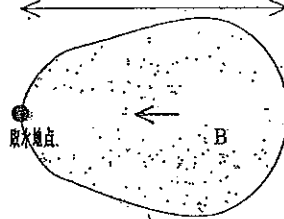
①浅層地下水の場合

ア 地下水流がない場合



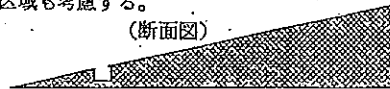
A：取水地点からの距離がおおむね1kmの区域

イ 地下水流がある場合
おおむね2km



B：取水地点からの距離がおおむね2kmの上流側の区域
ただし、地表面の傾斜が緩い場合など地下水流が弱い場合、取水量が多い場合には取水地点の下流側の区域も考慮する。

(断面図)

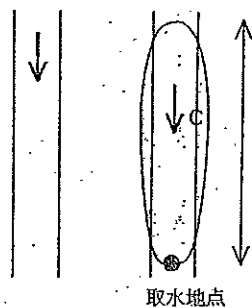


(注) 矢印は地下水の流動方向。

解

②浅層地下水で顕著な水みちが形成されている場合

河川 旧河道等の水みち



C：水みちに沿って、取水地点から上流へおおむね3～4kmの区域

おおむね
3～4km

取水地点

(注) 矢印は河川の流下方向、地下水の流動方向

例